

令和6年度 過疎地域等空き家事業転用改修支援補助金

空き家バンクに登録された過疎地域等の空き家を事業転用するための改修費及び家財処分費について、予算の範囲内で補助します。

(1) 補助対象者

- ◎白河市空き家バンクに登録された過疎地域等に所在する空き家を購入又は賃借し、店舗又は併用住宅に転用するために必要な改修等を行う方
- 空き家の事業転用事例
 - ・民泊施設、飲食店、福祉施設、シェアオフィス等

(2) 補助の要件（主なもの）

- ① 当該空き家において地域活性化に資する事業を行うこと
- ② 市区町村税又は法人税の滞納がないこと
- ③ 補助金の交付申請時に、購入又は賃借した日から起算して12ヶ月以内かつ補助対象の工事が完了しているものが対象
- ④ 賃借者の場合は、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ること
- ⑤ 当該空き家が事業の実施前後において建築基準法その他関係法令に違反していないこと又は行政庁から違反指導を受けていないこと

(3) 補助率等

	補助率	上限額
改修費及び家財処分費	3/4	200万円

◎「改修費」について

空き家を事業用の施設に転用するための改修

○対象となるもの（例）

- ・内装、屋根、外壁等の改修
- ・電気設備（照明設備）、給排水又は衛生設備及びガス設備等の改修

○対象とならないもの（例）

- ・外構工事や庭木の剪定・除草等
- ・電化製品、備品等の購入費

◎「家財処分費」について

- ・空き家に残置された家財の撤去、運搬及び処分

(4) 申請方法

- ◎申請方法については、裏面をご確認ください。



白河市 市長公室 企画政策課 移住定住推進係
TEL：0248-22-1111（内線 2331）
MAIL：kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

申請方法

◎以下の申請の流れに沿ってお手続きください。

◎申請書等は、企画政策課で配布する他、一部は市のホームページにも掲載しています。

◎補助金の交付申請時に、空き家バンク登録物件を購入又は賃借した日から起算して12ヶ月以内かつ補助対象の工事が完了しているものが対象となります。

①事前審査 ◎**工事着手前**に以下の書類を提出し、事前審査を受けてください。

- ①事前審査書（第1号様式）
- ②改修又は家財処分に係る見積書の写し
- ③改修又は家財処分に係る施工前の写真
- ④改修部位を明記した平面図

※本手続き時点においては、補助金の交付を確約するものではありません。補助金の交付は、以下の「⑥交付決定」において決定されます。



②事業者の認定 ◎補助要件を満たしている場合は、補助金認定書を通知します。



③改修工事等着手



④改修工事等完了



⑤交付申請 ※この時点で、空き家バンク登録物件を購入又は賃借した日から起算して12ヶ月以内かつ工事が完了しているものが対象となります。

◎工事終了後、以下の書類を提出ください。

- ①補助金等交付申請書（第1号様式）
- ②改修又は家財処分に係る契約書、工事の内容が確認できる書類及び領収書の写し
- ③改修に係る施工前及び施工後の写真
- ④改修部位を明記した平面図
- ⑤処分した家財の写真
- ⑥直近の市区町村の納税証明書（法人の場合は、法人の納税証明書）
- ⑦確認済証（確認申請が必要な改修を行った場合）
- ⑧所有者の同意書（賃借者が事業を実施する場合）
- ⑨通帳の写し等（銀行・支店・種別・口座番号・名義が記載されているもの）
- ⑩その他市長が必要と認める書類



⑥交付決定・確定 ◎補助金交付の決定・確定を行います。



⑦請求・交付 ◎補助金交付請求書（第7号様式）を提出いただいた後、交付となります。